

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の4第1項においては、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従って有害性の調査を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならないこととされており、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第34条の4において、届出に必要な書面を定めている。
- また、法第57条の4第1項ただし書きの規定に基づき、同項第1号又は第2号の規定に基づく厚生労働大臣の確認を受けた場合、又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条の4の規定に基づく厚生労働大臣の確認を受けた場合には、法第57条の4第1項の届出は不要とされているところ、安衛則第34条の5、第34条の8又は第34条の10において、確認の申請に必要な書面を定めている。加えて、安衛則第34条の5の規定に基づく厚生労働大臣の確認を受けた事業者は、同条の申請書又は書面に記載された事項に変更が生じたときは、安衛則第34条の6の規定に基づき、遅滞なく、文書で、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。
- 法第57条の4第1項の規定による届出があった場合には、同条第3項の規定に基づき、届出があった新規化学物質の名称を公表することとされており、安衛則第34条の14第2項において、当該公表は、3月以内ごとに1回、定期に、官報に掲載することにより行うこととされている。
- 今般、近年のDX化の推進を踏まえ、これらの届出及び申請について、電子申請を原則とする仕組みへ見直すとともに、従来、官報公示により行っていた新規化学物質の名称の公表をインターネットの利用その他の適切な方法により行うこととするため、安衛則について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 新規化学物質の有害性の調査の結果等の届出又は申請の原則電子化
安衛則第34条の4、第34条の5、第34条の6、第34条の8及び第34条の10に基づく届出又は申請については、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うこととする。ただし、電子情報処理組織による届出又は申請が著しく困難な場合は、引き続き、書面での届出又は申請を行うことができることとする。
- (2) 新規化学物質の名称公表方法の変更
安衛則第34条の14第2項の規定による新規化学物質の名称の公表は、3月以内ごとに1回、定期に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(3) その他所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

3 根拠法令

法第57条の4第1項及び第3項

4 施行期日等

公布日：令和6年4月中旬（予定）

施行期日：2（1）及び（3）の一部：令和8年7月1日

2（2）：令和6年7月1日

2（3）の一部：令和7年1月1日